

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成26年11月12日

【四半期会計期間】

第91期第2四半期

(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

【会社名】

株式会社リケン

【英訳名】

RIKEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 岡野 教忠

【本店の所在の場所】

〒102-8202 東京都千代田区三番町8番地1

【電話番号】

03(3230)3911(代表)

【事務連絡者氏名】

経営企画部経理室長 中島 正郎

【最寄りの連絡場所】

〒102-8202 東京都千代田区三番町8番地1

【電話番号】

03(3230)3911(代表)

【事務連絡者氏名】

経営企画部経理室長 中島 正郎

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第90期 第 2 四半期 連結累計期間	第91期 第 2 四半期 連結累計期間	第90期
会計期間	自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日	自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日	自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日
売上高 (百万円)	35,908	35,686	75,373
経常利益 (百万円)	3,684	3,039	7,286
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,506	2,020	4,544
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	5,099	1,367	7,884
純資産額 (百万円)	57,315	60,518	60,845
総資産額 (百万円)	84,894	89,233	89,799
1 株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	25.52	20.57	46.28
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	25.50	20.55	46.24
自己資本比率 (%)	63.5	64.3	64.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,777	4,602	7,908
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,354	3,460	7,316
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	928	597	2,051
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	8,754	11,521	11,180

回次	第90期 第 2 四半期 連結会計期間	第91期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年 7 月 1 日 至 平成25年 9 月30日	自 平成26年 7 月 1 日 至 平成26年 9 月30日
1 株当たり四半期純利益 (円)	14.30	10.84

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第91期第 2 四半期連結累計期間より表示方法の変更を行い、第90期第 2 四半期連結累計期間及び第90期の関連する主要な経営指標等について遡及処理後の数値を記載しております。

2 【事業の内容】

当第 2 四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、米国経済は好調を持続しましたが、欧州経済及びBRICS・ASEANなどの新興国経済はやや減速気味となりました。

わが国経済は、個人消費に消費税増税の影響が見られたものの大きな落ち込みには至らず、輸出の増加や国内生産の増加等、全体として緩やかな回復基調を維持しました。

当社グループと関連の深い自動車産業におきましては、現地生産進展に伴う輸出向けの減少などがありました。消費増税駆け込み需要の反動による買控えが軽微に留まったことから、当第2四半期連結累計期間の国内自動車生産台数は前年同期比ほぼ横這いとなりました。

このような状況のなか、当第2四半期連結累計期間における当社グループ売上高は、牽引役であったインドネシア子会社など新興国の生産・販売の鈍化に加え、客先モデルチェンジに伴う製品端境期となった影響による一時的な販売の落ち込みなどがあり35,686百万円（前年同四半期比0.6%減）と前年同期比微減となりました。

利益面では、海外における先行投資の負担増や製品構成の変化などから営業利益は2,636百万円（前年同四半期比13.7%減）となり、為替差益の減少や持分法投資利益の減少（主としてタイ・インドの関連会社）等により、経常利益は3,039百万円（前年同四半期比17.5%減）、四半期純利益は2,020百万円（前年同四半期比19.4%減）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。なお、当社グループは（追加情報）に記載のとおり、当第2四半期連結累計期間より、「受取ロイヤリティー」に係る表示方法の変更を行っており、遡及修正後の数値で前第2四半期連結累計期間との比較を行っております。

自動車・産業機械部品事業

売上高は30,197百万円（前年同四半期比1.1%減）、セグメント利益は1,988百万円（前年同四半期比19.7%減）となりました。

その他事業

売上高は7,249百万円（前年同四半期比3.9%増）、セグメント利益は778百万円（前年同四半期比6.2%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は89,233百万円となり、前連結会計年度末に比べ566百万円減少しました。

負債につきましては、28,714百万円となり、前連結会計年度末に比べ239百万円減少しました。

純資産につきましては、60,518百万円と前連結会計年度末に比べ327百万円減少しました。これは、利益剰余金の増加及び為替換算調整勘定の影響等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、11,521百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フロー状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、4,602百万円の資金増加（前年同四半期比21.9%増）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、ソフトウェア含めた設備の増強・更新等の固定資産取得による支出があったこと等により、3,460百万円の資金減少（前年同四半期比45.5%減）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等により、597百万円の資金減少（前年同四半期比35.7%減）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

< 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 >

基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかし、当社株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。このような不適切な大規模買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

これらの取組みは、上記の基本方針の実現にも資するものと考えています。

< 経営理念及び中期経営計画の推進による企業価値向上 >

当社の創業は、1927年、当時の「理化学研究所」で発明されたピストンリングの製造法の事業化に始まり、以後ピストンリングを軸に、カムシャフトをはじめとした内燃機関部品、自動車や産業機械向けの鋳鉄部品、配管用機材、更には熱エンジニアリング事業、EMC事業など多岐にわたる製品を供給し、グローバルに事業を展開してまいりました。当社では、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・基本重視・フェア・オープン・明るく積極的に・スピード」を行動規範として定め、お客様のグローバルな競争力強化に対応し、品質・技術・価格面での高い要求水準に適った製品の開発、販売に努めています。

< 経営理念 >

- 私たちは地球環境を守り、社会に貢献する一級企業市民であり続けます
- 私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- 私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- 私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

< コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実による企業価値向上 >

当社は、経済、環境、社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付けています。

従来から経営機関（取締役会及び経営会議、監査役会）の適切な運営に加え、具体的な取組みとしては内部統制システム整備に関する基本方針（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備）に基づき、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの充実をはじめとした企業の透明性、効率性、健全性の確保に取り組んでいます。

また、CSR委員会を設置し、内部統制の強化とともに、環境活動や社会貢献活動、正確で適切な情報開示、CS（顧客満足創造）等の活動を当社グループ全体で統括し、更なるレベルアップを図っています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして、平成25年5月24日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、平成25年6月25日開催の第89回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。ただし、対抗措置の内容について株主意思確認のための株主総会を開催する場合は、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できません。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会是对抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は平成28年6月に開催される当社第92回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

継続後の本プランにつきましては、当社ウェブサイト (<http://www.riken.co.jp>) をご参照ください。

上記取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記の当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みは、まさに基本方針に沿うものであり、上記のとおり本プランの設計に際しては以下の点を十分考慮しており、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- 3) 株主意思を反映するものであること
- 4) 独立性の高い社外者の判断の重視
- 5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は748百万円であります。なお、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	106,484,667	106,484,667	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 1,000株であります。
計	106,484,667	106,484,667	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成26年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年6月25日
新株予約権の数(個)	147
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	147,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年7月15日～ 平成56年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

6. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる

上記は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年9月30日	—	106,484,667	—	8,573	—	6,604

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,099	4.79
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	4,863	4.57
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NV101	50 BANK STREET CANARY WH ARF LONDON E14 5NT.UK	4,327	4.06
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	4,123	3.87
日立金属アドメット株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目9番1号	3,564	3.35
株式会社第四銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町 1071番地1	3,202	3.01
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	2,617	2.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2,553	2.40
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,098	1.97
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	1,901	1.79
計	—	34,349	32.26

(注) 上記のほか当社所有の自己株式8,276千株(7.77%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年 9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,276,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 97,356,000	97,356	—
単元未満株式	普通株式 852,667	—	—
発行済株式総数	106,484,667	—	—
総株主の議決権	—	97,356	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式867株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年 9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社リケン	東京都千代田区三番町 8番地1	8,276,000	-	8,276,000	7.77
計	—	8,276,000	-	8,276,000	7.77

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,760	8,466
受取手形及び売掛金	19,128	18,188
有価証券	5,000	4,000
商品及び製品	5,364	5,649
仕掛品	2,374	2,653
原材料及び貯蔵品	1,859	1,656
繰延税金資産	947	928
その他	982	856
貸倒引当金	15	15
流動資産合計	42,401	42,385
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,329	9,227
機械装置及び運搬具（純額）	10,151	9,845
土地	2,688	2,683
建設仮勘定	2,165	1,864
その他（純額）	558	599
有形固定資産合計	23,893	24,221
無形固定資産	1,107	1,595
投資その他の資産		
投資有価証券	12,538	12,143
繰延税金資産	920	1,504
退職給付に係る資産	7,996	6,407
保険積立金	412	414
その他	578	609
貸倒引当金	48	48
投資その他の資産合計	22,397	21,031
固定資産合計	47,398	46,848
資産合計	89,799	89,233

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成26年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,616	12,057
未払法人税等	535	441
賞与引当金	1,810	1,805
環境対策引当金	23	-
その他	4,173	4,311
流動負債合計	19,160	18,615
固定負債		
長期借入金	8,000	8,000
退職給付に係る負債	1,301	1,616
役員退職慰労引当金	368	-
環境対策引当金	100	31
その他	23	452
固定負債合計	9,793	10,099
負債合計	28,953	28,714
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,573	8,573
資本剰余金	6,604	6,604
利益剰余金	45,070	45,387
自己株式	3,719	3,718
株主資本合計	56,529	56,847
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	109	174
為替換算調整勘定	367	1,066
退職給付に係る調整累計額	1,542	1,407
その他の包括利益累計額合計	1,285	516
新株予約権	20	35
少数株主持分	3,009	3,119
純資産合計	60,845	60,518
負債純資産合計	89,799	89,233

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
売上高	35,908	35,686
売上原価	27,780	27,830
売上総利益	8,127	7,856
販売費及び一般管理費	1 5,070	1 5,219
営業利益	3,056	2,636
営業外収益		
受取利息及び配当金	32	48
持分法による投資利益	674	492
生命保険配当金	0	1
為替差益	167	114
その他	54	52
営業外収益合計	928	708
営業外費用		
支払利息	58	51
支払補償費	93	71
その他	148	182
営業外費用合計	300	305
経常利益	3,684	3,039
特別利益		
固定資産売却益	1	2
投資有価証券売却益	-	17
新株予約権戻入益	13	-
特別利益合計	15	20
特別損失		
固定資産除却損	13	31
投資有価証券評価損	-	1
減損損失	3	-
その他	0	0
特別損失合計	17	34
税金等調整前四半期純利益	3,682	3,024
法人税、住民税及び事業税	732	841
法人税等調整額	192	11
法人税等合計	925	853
少数株主損益調整前四半期純利益	2,757	2,171
少数株主利益	251	151
四半期純利益	2,506	2,020

【四半期連結包括利益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,757	2,171
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	32	65
為替換算調整勘定	1,526	508
退職給付に係る調整額(税引前)	-	141
持分法適用会社に対する持分相当額	782	219
その他の包括利益合計	2,342	804
四半期包括利益	5,099	1,367
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,595	1,243
少数株主に係る四半期包括利益	503	124

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,682	3,024
減価償却費	1,874	1,819
減損損失	3	-
持分法による投資損益（は益）	674	492
退職給付引当金の増減額（は減少）	48	-
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	-	50
前払年金費用の増減額（は増加）	421	-
退職給付に係る資産の増減額（は増加）	-	214
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	230	54
貸倒引当金の増減額（は減少）	3	0
環境対策引当金の増減額（は減少）	83	92
受取利息及び受取配当金	32	48
支払利息	58	51
為替差損益（は益）	145	29
投資有価証券評価損益（は益）	-	1
投資有価証券売却損益（は益）	-	17
固定資産除却損	13	31
固定資産売却損益（は益）	1	2
売上債権の増減額（は増加）	56	656
たな卸資産の増減額（は増加）	221	466
仕入債務の増減額（は減少）	299	463
未払消費税等の増減額（は減少）	6	151
その他	348	72
小計	3,766	4,575
利息及び配当金の受取額	772	847
利息の支払額	58	51
法人税等の支払額	703	768
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,777	4,602
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額（は増加）	2,930	392
有価証券の売却による収入	45	-
有形固定資産の取得による支出	2,823	2,462
有形固定資産の売却による収入	52	5
無形固定資産の取得による支出	359	528
投資有価証券の売却及び償還による収入	-	26
投資有価証券の取得による支出	36	-
その他の支出	437	109
その他の収入	134	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,354	3,460

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	335	-
リース債務の返済による支出	3	2
自己株式の売却による収入	8	4
自己株式の取得による支出	4	4
配当金の支払額	491	590
少数株主への配当金の支払額	101	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	928	597
現金及び現金同等物に係る換算差額	605	203
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,900	341
現金及び現金同等物の期首残高	11,654	11,180
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 8,754	1 11,521

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第2四半期連結累計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から主に退職給付の支給見込期間及び支給見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が1,325百万円減少し、退職給付に係る負債が314百万円増加及び利益剰余金が1,113百万円減少しております。また、当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(表示方法の変更)

前連結会計年度まで営業外収益に計上しておりました「受取ロイヤリティー」につきましては、主に研究開発活動成果である技術供与の対価としての重要性が高まったため、当第2四半期連結累計期間より「売上高」に含めて表示しております。

この結果、前第2四半期連結累計期間の連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取ロイヤリティー」に示していた202百万円を「売上高」に組み替えております。また、この変更に伴い、前連結会計年度の連結貸借対照表における流動資産の「その他」に計上していた184百万円を「受取手形及び売掛金」に組み替えております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

下記のとおり銀行借入保証を行っております。なお、金額は当社の実質保証額であります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
保証債務		
従業員住宅ローン保証残高	45百万円	43百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主なもの

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
運賃及び荷造費	967百万円	923百万円
給料及び手当	1,632 "	1,631 "
賞与引当金繰入額	448 "	454 "
役員退職慰労引当金繰入額	93 "	70 "
退職給付費用	19 "	55 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金	7,705百万円	8,466百万円
預入期間が3ヶ月以内の譲渡性預金等	4,500 "	4,000 "
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	3,451 "	944 "
現金及び現金同等物	8,754百万円	11,521百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	490	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月11日 取締役会	普通株式	589	6.00	平成25年9月30日	平成25年12月9日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	589	6.00	平成26年3月31日	平成26年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	589	6.00	平成26年9月30日	平成26年11月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 3
	自動車・産業 機械部品事業				
売上高					
外部顧客への売上高	30,528	5,379	35,908	-	35,908
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	1,594	1,595	1,595	-
計	30,529	6,973	37,503	1,595	35,908
セグメント利益	2,475	732	3,208	151	3,056

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、配管機器事業、E M C 事業及び熱エンジニアリング事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものです。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 3
	自動車・産業 機械部品事業				
売上高					
外部顧客への売上高	30,184	5,501	35,686	-	35,686
セグメント間の内部 売上高又は振替高	12	1,747	1,760	1,760	-
計	30,197	7,249	37,446	1,760	35,686
セグメント利益	1,988	778	2,766	130	2,636

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、配管機器事業、E M C 事業及び熱エンジニアリング事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものです。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

(追加情報)に記載のとおり、前連結会計年度まで営業外収益に計上しておりました「受取ロイヤリティ」につきましては、主に研究開発活動成果である技術供与の対価としての重要性が高まったため、当第2四半期連結累計期間より「売上高」に含めて表示しております。

この変更に伴い、従来の方によった場合に比べ、前第2四半期連結累計期間の「その他」の外部顧客への売上高が202百万円、「セグメント間の内部売上高又は振替高」が75百万円、「セグメント利益」が277百万円それぞれ増加して

おります。なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	25円52銭	20円57銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,506	2,020
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,506	2,020
普通株式の期中平均株式数(千株)	98,198	98,202
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	25円50銭	20円55銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	66	98
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第91期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)中間配当については、平成26年11月11日開催の取締役会において、平成26年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり行うことを決議いたしました。

配当金の総額	589百万円
1株当たりの金額	6円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年11月28日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月12日

株式会社リケン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 越 喜 臣 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唯 根 欣 三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リケンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リケン及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。